

## 第6回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時 平成30年12月4日（火） 10時00分から12時00分まで

2 場所 一般財団法人日本消防設備安全センター 第1会議室

### 3 出席者

【委員】別紙座席表 参照

【オブザーバー】菅原審議官

【事務局】（消防庁予防課）鈴木課長、塩谷設備専門官、四維係長、並木技官、馬場事務官、野崎事務官、畑澤事務官、祝迫事務官

### 4 配布資料

資料6-1-1：消火器点検アプリの本格運用に向けて（案）

資料6-1-2：消火器点検アプリの使用実態調査結果報告書（消防庁委託事業）

資料6-2：点検報告方法・様式の見直しについて（案）

資料6-3：有資格者による点検等について（案）

参考資料6-1：部会員名簿

参考資料6-2：第5回検討部会 議事要旨（案）

参考資料6-3：消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について（平成11年6月14日付け消防予第145号）抜粋

参考資料6-4：消防用設備等点検報告制度に係る留意事項について（平成28年12月20日付け消防予第382号）抜粋

参考資料6-5：消防用設備等点検結果報告書関係様式

参考資料6-6：自家用発電設備専門技術者 資格更新講習テキスト'2018 抜粋

参考資料6-7：建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示について（概要）

### 5 議事（○：部会員 ●：事務局）

はじめに、事務局から前回議事要旨の内容について確認し、承認された。その後、各議題に基づき説明。

#### ■消火器点検アプリの本格運用に向けて■

資料6-1-1により、消火器点検アプリの本格運用に向けた対応について説明。その後、資料6-2-2により、開発業者より消火器点検アプリの使用実態調査結果を報告。

- 社会全体の流れからすると、このような方法で報告させることについて理解しているが、地方のラーメン店や中華料理店では年配の方が経営している店舗も多く、

そのような方がアプリを使用することは難しい部分もある。

- 年齢層の高い方がアプリを使用した点検報告が難しいということは消防庁でも認識している。前回の検討部会で消火器点検のリーフレットも紹介させていただいている。紙媒体やアプリなどより多くの方々が利用しやすいものを選択していただけるように用意しており、これらを活用して、消防本部に指導、周知をお願いしたいと考えている。
- アプリについては、業界内で使用していくよう指導していきたいと考えているが、アプリだけでなく紙での報告も大切であるため、アプリと紙ベース両方での指導・周知を引き続きお願いしたい。
- アンケートの中で業種と年齢層の総数のズレやグラフの間違いなどがある。また、年齢層ごとの傾向があれば教えていただきたい。
- 数値の不備については確認して修正する。年齢層ごとの集計について、この資料では示していないが、アンケートデータを整理すれば確認できるので、検討したい。
- アプリを使用して点検報告を行う人が素人なので、建物の基礎情報の入力においても分からない情報がたくさんある。建物の地主や所有者が誰であるとか、お店の平米数もすぐには分からず、意外と細かいところを確認しなければならない。また、フランチャイズではなく直営店舗で行っている場合、人が頻繁に変わってしまうため、過去の報告記録が確認できることが難しくなる。このようなことも考慮して開発していただければと思う。
- 本日いただいたご意見を踏まえて、調査結果やアプリの改修内容を整理し、アプリの改修を進めたい。

#### ■点検報告方法・様式の見直しについて■

資料 6-2 並びに参考資料 6-3、6-4 及び 6-5 により、郵送による点検報告及び点検報告様式における印鑑の簡素化の案について説明。

- 郵送での報告の推進及び印鑑の簡略化についていずれも賛成である。政府による IT 改革の推進や働き方改革の動きもあり、効率化できる部分はぜひやっていただきたい。今でも点検者の押印がされていないものについて再提出を求めざるをえないという弊害もあるということなので是非とも進めていただきたい。また、関係者の押印についても、政府全体の動きを見て、簡素な手続きを行えるよう検討を進めていただきたい。
- 郵送でも対面でも報告ができるということで、選択肢が増えることは良いことだと思う。当消防本部でも郵送による報告は認めているが、実態上ないというのが現状である。消防本部としては、対面で報告を受けた方が、印鑑の押印漏れがあった場合や不備があっても適切に改修予定などが記載されていない場合に、その場で指導できるというメリットがある。不備が少ない報告に限定する等にしなければ、郵送による報告を受けることで報告する側と受ける側がの労力が余計にかかるように思う。

- 資料で説明したとおり、届出という行政手続上の性格からすると、郵送で送られてきた報告書については受けざるを得ない。そうであるならば、積極的に周知せず郵送による報告を受けている現状よりは、しっかりと留意事項をお知らせした方が良いとの考えでこのような整理をしている。
- 防火管理者は、防火上責任ある立場であり、過去の火災では刑事責任を問われた例もあるので、消防用設備の点検結果を確認していただくことは重要であり、様式上、防火管理者の印鑑マークがあることにより、防火管理者が点検報告書へ目を通す機会となっている可能性があるのではないかと考える。
- 防火管理者が点検報告書を確認することが重要であることはそのとおりだと思うが、本人確認をするための押印は必要ないのではないかと考えている。立会者や防火管理者の記載欄についてまで削除することは考えていない。
- 防火管理者は法的に点検義務者でないため、押印を求めることや防火管理者の押印がないものに対して書類の不備とすることは難しいと考える。
- 当消防本部では郵送による報告については、それなりに件数もあり、不備があった場合も電話で指導し、改善計画を求めるなどして対応している。郵送で報告してくる関係者は建物の管理会社が多く、返信用封筒が同封されている等、要領良く対応していただいている。郵送による報告の指導方法について、消防本部ごとにそれぞれ対応策を考えていけば問題にならないと思う。
- 当消防本部としても、今回の議題の郵送による報告及び印鑑の簡素化については賛成である。
- 当消防本部でも件数は少ないが、一部の業者からは郵送による報告は受け付けており、返信用封筒などを一緒に同封していただくことで支障は無いと考える。
- 点検報告において本人確認が不要であれば、メール等で報告ができるようにしてもよいと考えるが、現状メールで報告を行うにあたり消防本部ではどのような問題が発生するか。
- 当消防本部では、平成 32 年度に大規模なパソコンの改修があり、それを機に、本人確認の必要性等を踏まえて、防火管理者等の選任届けをはじめとする届出時の押印について見直す予定である。点検報告時における管理権原者の印鑑についても、虚偽で報告を行うことがまずあり得ないのではないかと考えるので、IDとかパスワードなどの簡易な方法で行えばよいと考える。
- 当消防本部では、印鑑を必要としない届出等は既に電子メールによる報告を受け付けているが、印鑑が必要となる届出等は本人確認の問題があるため行っていない。
- 当消防本部では、確認申請の図面訂正のやりとりはメールで受けている場合もあるが、それ以外はメールによる届出は受けていない。
- パソコンを常時見ている状況ではないので、確認漏れを防ぐことが必要かもしれない。
- 世界的に見ても、点検を実施させる制度はあるが、点検した結果を行政に報告させる制度はめずらしい。発展途上国では点検そのものを実施させることも難しいと

聞く。建物の関係者の責任の下、点検を行わなければならないということは必要であると思うが、今後、制度設計を見直す場合は、報告を受ける消防本部がどこまで責任を持って確認すべきか等を考えてみるのも良いと思う。

- 皆様のご意見を踏まえると、消防用設備を適正な形で維持管理していくことは当然必要であり、点検報告制度がないと点検をするという行為も上手くいかないということがあるので、郵送については、今回提示した資料の方向で広く認める方向で環境を整えていきたい。郵送を広く認め、対面以外で受け付ける土台があれば、制度が整った際には電子申請に円滑に移行することもできるのではないかと思う。先ほど消防本部からいただいた不備事項がある事業所への対応に関する懸念事項については、留意事項としてしっかりと示して運用するなどの対応を検討したい。

### ■有資格者による点検等について■

資料 6-3 並びに参考資料 6-6 及び 6-7 により、小規模な防火対象物における点検及び他法令に基づく点検結果等の活用について説明

- 有資格者以外が点検を実施することによる弊害が発生していないとの説明であったが、そもそもほとんど全ての点検が有資格者しか行っていない状況である。現状、1000 m<sup>2</sup>未満の建物でも無資格者による点検ができない設備がほとんどであるという観点も考えていただければありがたい。また、1,000 m<sup>2</sup>未満の点検報告率が非常に低いので、有資格者の範囲を広げることで点検が徹底されるという効果もあるのではないか。
- 設備のメンテナンスについては、建物管理会社に多くが依頼されることが多い。一方、トイレの巡回等の日常点検については、従業員が判子を押して確認することにより対応されており、消火器の外観点検など誰でもできるような点検のように、範囲をしっかりと考えていただくことで、建物管理会社（有資格者）の負担を減らすことができるかもしれない。
- 有資格者以外が実施することができる対象物で、実際に有資格者以外が点検をして報告をしたいというニーズがありそうな対象物は、小規模な飲食店以外では、共同住宅があると思う。ただし、共同住宅の場合は、消火器以外に誘導灯などの設備も設置されているものも多くあるので、次のターゲットとして誘導灯が点検しやすくなるような環境整備をしていくことで、小規模な対象物に対する点検報告率の向上に取り組んでいきたい。

以上

# 「第6回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」

日時:平成30年12月4日(火)10時～  
場所:虎ノ門2丁目タワー 10階 第1会議室

東京理科大学  
小林 恭一

速記席

主婦連合会 田辺 恵子					一般財団法人日本消防設備安全センター 木原 正則
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 伊藤 廣幸					一般社団法人全国消防機器協会 鈴木 和夫
一般社団法人日本損害保険協会 佐々木 修					粕屋北部消防本部 明石 進一
一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 佐々木 正勝					千葉市消防局 金子 洋
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 芳賀 敏晴					春日井市消防本部 川上 勝久
一般社団法人全国消防機器販売業協会 岡田 昇					東京消防庁 谷山 明子

四維 栄広	消防庁予防課設備係長	塩谷 壮史	消防庁予防課設備専門官	鈴木 康幸	消防庁予防課長	菅原 泰治	消防庁審議官

出入り口